

令和8年1月26日

白子町長 緑川 輝男 様

審査請求人 市民オンブズマンの会白子
会長 [REDACTED] [REDACTED]

審　　査　　請　　求　　書

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び住所又は居所

住 所 白子町 [REDACTED]
氏 名 市民オンブズマンの会白子
会 長 [REDACTED] [REDACTED]

2 審査請求に係る処分の内容

実施機関が令和8年1月15日付で行った「元地域プロジェクトマネージャーに対する公益通報書に関するすべての資料」に関する行政文書部分開示決定処分

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和8年1月15日

4 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、行政文書を全部開示せよ。
との裁決を求める。

5 審査請求の理由

別紙のとおり。

6 実施機関による教示の有無及びその内容

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白子町長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

7 添付書類

(1) 審査請求理由書

審査請求理由書

第1 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和8年1月8日付けで白子町情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、元白子町地域プロジェクトマネージャーであり、長期間にわたる業務外でのウェブ閲覧により懲戒処分された「元地域プロジェクトマネージャーに対する公益通報書に関するすべての資料」について行政文書開示請求（以下「開示請求」という。）を行った。

これに対し白子町長（以下、「実施機関」という。）は、同年1月15日付けで条例第7条第5号該当を理由に不開示とし、それ以外について行政文書部分開示決定（以下「原処分」という。）を行った。

第2 審査請求の理由

1 原処分の違法性について

(1) 開示手法の根本的誤り（最重要）

ア 部分開示制度の本質的意義

条例第8条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報が記録されている部分以外の部分を開示しなければならない」と規定する。

この規定の趣旨は、行政文書に不開示情報が一部含まれている場合でも、文書全体を開示とするのではなく、不開示情報に該当する部分のみをマスキング（黒塗り）した上で、文書の全体を開示することにある。

イ 執行機関がとるべき部分開示の手法

条例第8条が想定する部分開示の正しい手法は、以下のとおりである。

(ア) 正しい部分開示の手順

- ①開示請求に係る行政文書の全ページを特定する。
- ②各ページについて、どの部分に不開示情報が記録されているかを特定する。
- ③不開示情報が記録されている部分に黒塗り（マスキング）を施す。
- ④黒塗りを施した状態で全ページを開示する。

(イ) 正しい手法により開示請求者が知り得る情報

この手法により、開示請求者は以下の事項を知ることができる。

- ①どのような名称及び内容の文書が何通存在するか。
- ②各文書が何ページで構成されているか。
- ③各ページのどの部分に情報が記載されているか。
- ④どの部分が不開示とされたか（黒塗りの範囲と位置）。
- ⑤黒塗り部分を除いて、どのような情報が記載されているか。
- ⑥文書全体の構成と分量。

これにより、開示請求者は、不開示とされた部分の分量や位置から、その不開示決定の妥当性を検証し、適切に不服申立ての要否を判断することができる。

ウ 本件における実施機関の誤った手法

しかし、本件において実施機関が行ったのは、上記の正しい手法とは全く異なる以下の手である。

(ア) 実施機関が行った誤った手法

- ①各文書の1ページ目（表紙）のみを開示する。
- ②2ページ目以降は全く開示しない（ページ自体を開示しない）。

(イ) この手法により開示請求者が知り得る情報

①「何らかの文書が存在する」という事実。

②その文書の標題または表紙の記載。

請求人が知り得たのは、これらの事項のみである。

(ウ) この手法により開示請求者が知り得ない情報

①各文書が何ページで構成されているのか。

②2ページ目以降に何が記載されているのか。

③どの程度の分量の情報が存在するのか。

④どの程度の分量の情報が不開示とされたのか。

⑤文書全体の構成。

⑥本当に全ての内容が不開示情報に該当するのか（検証不可能）。

つまり、請求人は、これらの重要な事項を全く知ることができない。

エ 「ページ自体を開示しない」手法は条例違反である

(ア) 「黒塗り」と「ページ非開示」の本質的相違

条例第8条第1項が想定する部分開示とは、「不開示情報が記録されている部分」に黒塗りを施して、その部分を視覚的に識別できない状態にした上で、ページ自体は開示するという手法である。

これに対し、実施機関が本件で採用したのは、「ページそのものを開示しない」という手法である。

この両者は、本質的に異なる。具体的には、以下のとおりである。

①正しい手法（黒塗り）では全ページが開示されるが、実施機関の手法（ページ非開示）では表紙のみ開示され、残りは非開示となる。

②正しい手法では文書の構成を把握できるが、実施機関の手法では全く把握できない。

③正しい手法では不開示部分の分量を黒塗りの範囲で把握できるが、実施機関の手法では全く把握できない。

④正しい手法では不開示の妥当性を検証することが可能であるが、実施機関の手法では不可能である。

(イ) 条例第8条第1項に違反する

条例第8条第1項は、「当該不開示情報が記録されている部分以外の部分を開示しなければならない」と規定する。

ここでいう「部分」とは、行政文書を構成する各ページ内の記載内容の一部分を意味するのであって、「ページ全体」を意味するものではない。

仮に、2ページ目以降の全ページに不開示情報のみが記録されており、開示可能な情報が全く記録されていないのであったとしても、その場合、黒塗りのページを開示すべきである。

しかし、公益通報者による通報書の全て、証拠書類などの文書において、全ての記載内容が不開示情報に該当することは通常あり得ない。

実施機関は、これらの開示可能な部分と不開示情報を区分し、不開示情報が記録されている部分のみを黒塗りにして、ページ全体を開示すべきであった。

(ウ) 文書の全体像を隠蔽し、不服申立ての機会を奪う

実施機関の採用した手法は、文書の全体像を開示請求者に一切知らせないという効果を有する。

このような手法は、行政機関が恣意的に大量の情報を不開示とすることを容易にし、開示請求者による不服申立ての機会を実質的に奪うものである。

これは、情報公開制度の趣旨を根本から覆すものであり、到底許されない。

(オ) 小括

以上のとおり、実施機関が本件で採用した「表紙のみを開示し、2ページ目以降を一切開示しない」という手法は、条例第8条第1項が定める部分開示の手法として根本的に誤っており、同条項に違反する違法なものである。

実施機関は、開示請求に係る全ての文書について、全ページを開示した上で、不開示情報が記録されている部分のみに黒塗りを施すという正しい手法により、再度開示決定を行うべきである。

(2) 不開示理由の不当性

実施機関は、不開示理由として「通報者が特定され得る具体的な事実関係を含んでおり、公益通報制度の実効性が損なわれる恐れがある情報であるため。」と説明する（条例第7条第5号該当）。

しかし、通報者が特定され得る具体的な事実関係部分を除くことで開示は可能であり、公益通報書の全文が開示できないという説明になつてない。

また証拠書類についても通報者が特定され得るとは考えにくく、執行機関による具体的な危険についての説明がない。

実施機関は「公益通報制度の実効性が損なわれる恐れがある」と主張するが、これは具体的な根拠を欠く抽象的な懸念に過ぎない。

公益通報書やその関連書類の全てを非開示としなければ、今後の公益通報制度の実効性にどのような具体的支障が生じるのか、実施機関は何ら説明していない。

仮に、公益通報書関連書類について、条例第7条第5号の適用があるとしても、それは個人識別情報を除くことにより開示が可能である。

実施機関は、開示が可能な情報と、保護されるべき情報とを区分し、前者については開示すべきである。

しかし、実施機関はこのような区分を全く行わず、一律に不開示としており、これは条例第8条第1項に定める部分開示義務に違反する。

(3) 情報公開制度の趣旨に反する

情報公開制度は、行政の保有する情報を住民に公開することにより、行政運営の透明性を確保し、行政に対する住民の信頼を高めることを目的とする（条例第1条）。

特に、職員に対する懲戒処分とこれに対する不服申立ての結果は、行政運営の公正性を検証する上で極めて重要な情報である。

本件において、請求人が開示を求めているのは、町の職員（地域プロジェクトマネージャー）が業務時間内に業務とは関係のないネット閲覧を行っていたことが判明した契機である公益通報に関する文書である。

これらの情報を表紙のみ開示して実質的に全て不開示とすることは、情報公開制度の趣旨を没却するものである。

(4) 理由提示の不備

不開示決定を行う場合、実施機関は、どの部分がどの不開示事由に該当するのかを具体的に示す必要がある。

しかし、実施機関は「公益通報制度の実効性が損なわれる恐れ」という抽象的な理由を述べるのみで、開示した各文書について、以下の事項を全く示していない。

- ①各文書が何ページで構成されているのか。
- ②各ページのどの部分に不開示情報が記録されているのか。
- ③なぜその部分が条例第7条第5号に該当するのか。
- ④開示可能な部分と不開示部分をどのように区分したのか。

このような理由提示は、開示請求者が不開示の当否を判断し、不服申立てを行う機会を実質的に奪うものであり、理由提示義務に違反する。

2 開示されるべき具体的内容

本件で開示されるべき文書の内容は、全ての文書について全ページを開示した上で、以下の情報のみを黒塗りとするという手法により開示されるべきである。

(1) 黒塗りとすべき情報（不開示情報）

- ①公益通報者の氏名、所属課など個人を識別する情報。
- ②第三者の個人情報（あれば）。

(2)開示されるべき情報（上記以外の全ての情報）

- ア 公益通報書本文
- イ 証拠書類
- ウ 内部公益通報調査報告書
- エ 職務専念義務違反事案に関する面接結果の報告書
- オ その他の文書
 - ①起案文書
 - ②通報者、被処分者、会議招集通知メールでのやり取り（同上）。
 - ③本人との面談記録、弁明書、
 - ④弁護士とのやり取り（同上）。

第3 結論

以上のとおり、原処分は、以下の点で違法である。

1 開示手法の根本的誤り

実施機関は、条例第8条第1項が定める「不開示情報が記録されている部分に黒塗りを施して全ページを開示する」という正しい手法を採用せず、「表紙のみを開示し、2ページ目以降を一切開示しない」という誤った手法を採用した。

これは、条例第8条第1項に違反する。

2 部分開示義務違反

実施機関は、開示可能な情報と不開示情報を区別することなく、実質的に全ての内容を開示とした。

これは、条例第8条第1項に違反する。

よって、原処分を取り消し、全ての文書について、全ページを開示した上で、不開示情報が記録されている部分のみを黒塗りとする正しい手法により、再度開示決定を行うよう求める。

以上